

障害福祉サービス事業所で製作された商品の愛称及びマスコットキャラクター 募集要項

1 趣旨・目的

障害福祉サービス事業所で製作された商品は「授産商品」と呼ばれることが一般的でしたが、「授産」という言葉には「人に仕事をあたえる」というマイナスのイメージを持たれることもあります。現在の障害者総合支援法からも「授産」という言葉はなくなっており、「授産」の言葉は徐々に使われなくなっていますが、いまだに一部では使用されています。

そこで、障害福祉サービス事業所で製作された商品をより身近に感じていただき、広く親しんでいただけることを目的に、「授産商品」に代わる新たな愛称及びマスコットキャラクターを公募により作成します。

2 募集概要

(1) 愛称・マスコットキャラクターの募集内容

以下の①～③を募集します。すべてを必ずそろえる必要はなく、項目ごとの応募も可能です。また、①～③に込められた意味や思いを合わせて応募ください。

- ①障害福祉サービス事業所で製作された商品の愛称
- ②マスコットキャラクターのカラーデザイン画
- ③マスコットキャラクターの名称

(2) 審査の視点

応募に際しては、以下を考慮してください。

①について

- ・障害福祉サービス事業所で製作された商品がイメージできるものであるか

①～③共通

- ・ユニバーサル社会をイメージできるものであるか
- ・広く親しまれ、わかりやすいものであるか
- ・作品に込められた意味や思いが公募の趣旨、目的と合致しているか

(3) 作品に関する条件等

- ・独自にデザインした等自作で未発表の作品に限ります。
ほかの著作権や商標、その他第三者の権利を侵害しないものとしてください。
これらの条件に違反していたことが判明した場合は、入賞結果等は無効となります。
- ・応募作品について著作権等に関する問題が生じた場合、全て応募者の責任となります
- ・作品の提出などの費用は、応募者負担とします。応募作品や関係書類は返却いたしません。

- ・ 作品を Adobe Illustrator データ（AI 形式）で作成されていた場合、最優秀作品については電子データの提供を依頼することがあります。

(4) 募集期間 令和 7 年 7 月 17 日（木）～令和 7 年 8 月 18 日（月）

(5) 応募資格 どなたでも応募できます。応募点数に制限はありません。

(6) 応募方法

作品を、紙又は電子データで提出してください。

どちらの場合においても、受付完了後その旨を電子メールでお知らせします。

【持参・郵送の場合】

- ・ 応募用紙を兵庫県HPから入手し、必要事項を記入し、作品と共に提出してください
- ・ 白色用紙を使用してください

【電子申込の場合】

- ・ 専用申込フォームにアクセスし、必要事項を入力し、作品データを添付して送信してください
- ・ 画像データ (JPEG 形式・PNG 形式等) 又は PDF 形式を使用し、データ容量の上限は 10MB です。

3 審査方法及び結果発表

- ・ ユニバーサル社会専門分科会において審査を行い、募集内容①～③それぞれについて最優秀作品（採用作品）を選定します。なお、応募点数に応じて、事務局で事前選考を行う場合があります。
- ・ 結果について、10月上旬以降に受賞者に通知するとともに、報道機関への情報提供や、兵庫県のホームページ等で公表します。
- ・ ペンネーム（ペンネームの記載がない場合は応募者の氏名）及び住所の市町村名を結果発表時に公表させていただく場合があります。

4 注意事項

- ・ 最優秀作品の著作権、商標権、その他一切の権利は兵庫県に帰属します。
- ・ 兵庫県において、採用された作品に一部修正・追加・翻案する場合があります。
- ・ 採用された作品はテレビ、ラジオ、新聞、インターネット配信、パンフレット類、文具類などの媒体または方法のいかんを問わず、県が必要と認める範囲内で任意に利用できるものとします。
- ・ 愛称・デザイン画・名称をセットで応募された場合でも、いずれかのみが採用される場合があります。